

昭和50年 7月 1日

広報



あいお

No. 139

人口と世帯数

(6月1日現在)

人口	9,420人
男	4,457人
女	4,963人
世帯数	2,431世帯

発行 秋穂町役場



(とじこんで保存しましょう)

写真は七夕のかざりをするよい子 (黒瀧保育所で一)

今月の主な記事

夏の交通規制	2
社会を明るくする運動	3
7月の保健衛生事業	4
ゴミ収集にご協力を	5
郷土小史	6
納税コーナー	7
おかあさんのページ	8

花火による事故を防ごう

毎年、夏になると、各家庭の庭先に、美しく清涼感を呼び起こす花火の競演が見られます。しかし、その花火も使用方法を誤ると、火災や事故のもとになります。

花火を安全に楽しく遊ぶために、次のことを守りましょう。

- 場所を選んで遊びましょう。
- 気象状況を考えて遊びましょう。
- おとなと一緒に遊びましょう。
- 商品の注意書を守りましょう。
- 火薬類はほぐさない。
- 消火用水バケツを忘れずに。

夏の交通規制

ルールを守って楽しい夏を!!

駐車禁止期間—7月10日から～8月11日まで

一方通行期間と区間—7月12日から8月10日までの土曜日・午後1時から午後6時まで



土曜日の一方通行図

駐車禁止期間—7月10日から～8月11日まで

一方通行期間と区間—7月12日から～8月10日までの日曜日午前9時から午後6時まで



日曜日の一方通行図

今年も海水浴シーズンを迎え、

本町の海浜にも、県下各地からたくさん海水浴客が訪れ、そのため、町内の幹線道路でも大変な交通混雑が予想されます。

山口県公安委員会では、円滑な交通の確保と交通事故防止のため、次のとおり、交通規制を実施することとなりましたのでお知らせします。

○駐車禁止

- 一、駐車禁止区間
 (ア)県道花香南室田商店前から中道經由西青江河内商店三叉路まで
 (イ)町道赤石線中道浜三叉路から赤石下村みかん集荷所前まで

二、駐車禁止期間

- (ア)7月10日から8月11日まで
 ※農作業その他で特に必要のある方は、秋穂派出所に申し出てください、道路の状況によっては許可証が交付されます。
- 一方通行
 一、期間 7月12日から8月10日までの土曜日と日曜日
- 二、区間(日時)
 (ア)土曜日(午後1時から午後6時まで) 花香南室田商店前から中道經由西青江河内商店前まで
 (イ)日曜日(午前9時から午後6時まで) 町役場前から花香・中道經由西青江河内商店前まで

※交通の状況によっては、規制時間が変更される場合があります。この場合には、警察署より有線放送等で周知されます。

ヘルメットをかぶろう!

道路交通法施行令の一部改正により、7月1日から最高速度四〇キロ以上の道路では、二輪車の運転者がヘルメットを着用していない場合(同乗者も含む)は点数制度が適用され、一回の違反に一点の点数がつけられることになりました。原付一種の最高速度は三〇キロですが、安全上かならず着用するようにしましょう。

お知らせ

町民水泳プール

7月13日公開(予定)
いよいよ水にたしむ季節となりました。町民水泳プールの公開は7月13日(日)の予定です。天候の関係で水が十分とれない場合は少し延びるかも知れませんが、使用料

大人 一回につき 一〇〇円
小人 五〇円

使用時間
午前9時から午後6時まで
こども会等団体に利用される場合、一〇人に一人の割合で監督をつけていただきます。

災害用予備苗代が設けられます

主要農産物である水稲を災害による被害から守り、減収を防止するため、災害用予備苗代を左記の方に委託いたしましたので、利用されるようお知らせします。

委託者 中野 原田恵市さん
 品名 中生新千本
 苗代様式 水苗代
 播種月日 6月21日
 引上予定日 7月25日

なお、予備苗代の苗を希望される場合は、町役場産業課へお申し出ください。

50年度狩猟者講習会の開催

(初心者課程)
日時

小型船舶にも船舶検査が必要

このたび船舶安全法の一部が改正され、今後は小型船にも船舶検査が義務づけられ、所定の検査を受け、船舶検査証書を持たなければ航行ができなくなりました。

1、検査対象の小型船とは
海岸から20海里以内の海面、港内、河川や湖沼で使われる、モーターボート、遊覧船、客船、貨物運搬船、作業船、その他の一般船で船の長さが12m未満の小型船舶

2、検査の時期は
(1) 昭和49年9月1日以降に新しく造られた船はその日から。
(2) 現在すでに使われている船は、用途や長さごとに、それぞれ次の表の期限までに検査を受けなければ運航できません。

船の長さ	船の用途		検査を行う時期
	モーターボート	その他の小型船	
3m未満	8m未満	5049年9月1日～	52年3月31日まで
3m～4m未満	8m～10m未満	5049年3月31日まで	51年3月31日まで
4m～12m未満	10m～12m未満	5049年9月1日～	50年3月31日まで

3、検査を受ける事項は
船体・機関

(2) 操舵・電気・係船の各設備及び航海用具

第25回「社会を明るくする運動」

推進月間

7月1日～7月31日

相手の立場を尊重しあい協力しあう
明るい社会をつくらう!!

この運動の推進月間と定め、地域住民の連帯意識を基盤とする諸活動を通じて、住民による住民のための運動を進めようとするものです。

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする国民的運動です。特に7月1日～31日までを

- (3) 救命・消防・排水の各設備
- (4) 居住・衛生の各設備
- (5) このほか、復原性・海上試運転のテストがあります。
- 4、検査を行う機関は
小型船舶の検査は、政府の全額出資による法人「日本小型船舶検査機構」が行います。
- 5、検査を受けないで航行したときは
検査を受けなければならぬ船舶が、検査証書を持たずに航行したときは、1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます
- 6、検査申込は7月20日まで
小型船舶所有者で検査希望の方は、取りまとめて検査手続きをとりますので、漁業関係者は各漁協へ、一般の人は、町産業課へお申し込みください。
- 詳しくは、漁協か町産業課へおたずねください。

- #### 集中豪雨・台風にならぬように注意
- 1、テレビ、ラジオの気象情報を聞こう。
 - 2、異常を発見したらただちに役場に知らせよう。(危険が切迫したらまず避難)
 - 3、避難の場所・経路は日頃から家族全員で話し合い、知っておこう。
 - 4、避難の指示にはただちに従おう。(指示がなくても危険を感じたら、早目に避難しよう)
 - 5、避難先では責任者の指示に従い、帰宅の指示が出るまでは勝手に帰らないようにしよう。(特にがけくずれは、雨が止んでも2～3日は危険)
 - 6、避難をするときはガスの元栓、電気のスィッチを切り、火の元には特に注意しよう。
 - 7、台風の東側に入るときは家の南側を、西側に入るときは家の北側を特に補強しよう
- 家庭を源とした社会の輪をつくりたいものです。
- 「社会を明るくする運動」は、地域を浄化し子供を犯罪から守り、健全なその育成を図るための私たちの運動です。みんなが自分のできることから協力しましょう。



狩猟監視員が

きまりました

50年度秋穂地区狩猟監視員に、左記の方が任命されました。

天神町 藤野喜市さん
宮ノ且 松本 健さん

なお狩猟監視員は狩猟の監視及び取締りの任にあたりますが、野鳥の捕獲飼養等の指導、相談に必ず応ずることになっていきますので遠慮なくご相談ください。

対象者
昭和45年度に講習を受けた者のうち、47・48・49年度のいずれかに一回狩猟免許を受けている者
※くわしいことは、猟友会支部または、町産業課へおたずねください。

〔経験者課程〕
日時・場所
(甲種・乙種・丙種)
8月2日9時から 小郡町公民館
8月9日13時から 山口警察署講堂

〔甲種〕 7月15日9時から
〔乙種・丙種〕 7月15日9時から
7月16日17時まで

場所
防府文化福祉会館(市民館)
対象者
本年度から、初めて狩猟免許を受けようとする者及び、昭和45年度に講習を受けた者で、過去3ケ年(47・48・49年度)の間に狩猟免許を受けなかった者

7月 保健衛生事業

「病気とは人間が環境に敗れたときの状態である」
ルネ・デユボ氏

各家庭に配付しております昭和50年度の各種予防接種ならびに衛生関係業務予定表にもとづいて、次のとおり実施いたしますので、個人あてには通知いたしません。

行事名	月日曜日	時間	場所	対象
秋穂乳幼児相談	7月3日 木	9:00~9:30 (付)	中央公民館	乳幼児とその母親
大海乳幼児相談	7月4日 金	9:00~9:30 (受)	大海分館	乳幼児とその母親
成人病総合検診	11.10.9 金 木 水	別記		満35才以上で町内居住され、申しこずみの人
一般の間接撮影	18~14 金~月	該当家庭に配布した日程表による		一般(18才以上)

※但し、三種混合注射については、現在接種要領が明確でないため後日、直接該当者に連絡いたします。

公害セミナー

- ▽日常生活のなかで、
- ▽テレビや新聞紙上で
- ▽よくみかける公害について
- ▽の化学的・専門用語を毎月公害セミナーに掲げたい
- ▽このたびは「窒素酸化物規制」について考えてみましょう

窒素酸化物の環境基準は、昭和55年度末、指定地以外の自治体は52年度末を達成目標に

体をむしばむ成人病

総合検診を実施

成人病は年々増加の傾向をたどり、本町における死亡率も高いため、今年も県の成人病検診車による総合検診を、次のとおりおこないます。

◎検診期日及び場所

7月9日(水)

●高血圧・心臓病等 8時から10時まで (受付) 老人福祉センター

7月10日(木)

●胃がん検診 7時30分から9時まで (受付) 農協大海集荷所

7月11日(金)

●胃がん検診 7時30分から9時まで (受付) 町中央公民館

お知らせ

森林伐採の届出は 30日前までに

— 森林法の改正 —

昭和49年10月31日から森林法が改正され、伐採届出制度がかわりました。従来は、保安林など法律で取扱いが制限されている森林以外の森林については、伐採したことに付いて届出をすればよいことになっていましたが、今後は伐採前に届出をし、県の審査をうけなければ伐採することができません。このように、伐採届出制度が改善強化された主旨は、森林の正しい取扱いにより木材生産が十分にできる森林、さらには、洪水調節機能などの公益的機能を、十分に発揮できる森林に成長させるためなのです。

新しい伐採届出の手続きは、次のとおりです。

- (1) 森林を伐採する計画がある場合(他の法令などにより、許可を必要とする場合を除く)は、伐採予定日の30日以上前に、町役場に置いてある用紙で、伐採届出をしてください。
- (2) 町役場に提出された届出書は、県に送付され、内容の審査が行われます。
- (3) 届出書の内容が適正であれば、知事は、「適合通知書」を届出者に送付します。それを受取ってから、伐採にかかってくだ



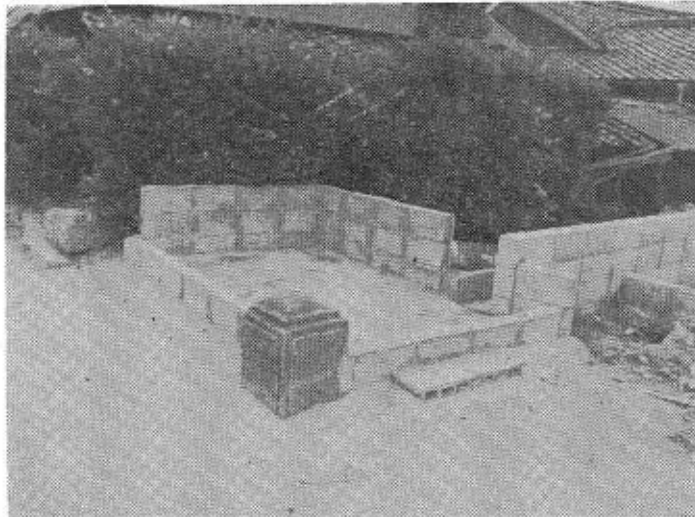
犬はつないで飼いましよう

ついています。

した、公害防止計画の策定や見直し作業に着手することになりました。「8カ年以内地域」とは、12都道府県・28地域で北海道札幌市・埼玉県南部・千葉県臨海部・東京都全域・神奈川県横浜市・川崎市・横須賀市・愛知県名古屋市・東海市・知多市・京都府京都市・宇治市・城陽市・長岡京市・向日市・八幡市・その他若十の郡部・大阪府全域・兵庫県神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・川西市・宝塚市・岡山県倉敷市・広島県福山市・福岡県北九州市とな

ゴミ収集にご協力を

屋戸区・収集場所を工夫



気候的に、悪臭のつよい、また腐敗しやすいゴミなどを、取りあつかう時期となりました。

▼屋戸区では、区長・環境連幹事さんをはじめ区民のみならずの協力で、区内に「燃えるもの・燃えないもの」を出す収集場所(写真)が、工夫されてあらたにできあがりまして、どうしようかいいします。

▼お互いに、腐敗しやすいものや、水分を多量に含んでいるものは、できるだけ水分をとり除きビニール袋にいれるか、新聞紙等によく包ん

でから、容器又は紙袋などに入れてください。

▼ゴミを紙袋等にいられていただける場合、破れるおそれがあるときは、ナワか丈夫なヒモで十分補強してからだしてください。

▼「燃えるもの」をだされる場合は、収集時刻の直前にだすようにご協力をお願いします。

「集める人の身になってゴミはだしましょう」

井南区・宮ノ旦那区を指定

環境衛生モテル地区に環境衛生連合会(会長三尾勝次氏)では、年間事業活動の一環として、みずからの手で生活環境にとりくむために、モデル指定地区の希望をとり、先日の役員会で協議した結果、井南区(幹事中村保男氏)と宮ノ旦那区(幹事安田義正氏)を指定地区に決定いたしました。

区民のみなさんの、結集した組織活動を期待しましょう。

環境衛生だより

衛生害虫駆除・清掃旬間

(一)煙霧消毒旬間

▼自7月19日(土)～至8月12日(火)

環境衛生連合会では、定期的に発生しやすい衛生害虫を駆除するために、清掃旬間を設定し、主唱してまいります。実施される区には、薬剤を無償で提供し、助成金も若干交付する予定にしております。また、防除用の機具(スインフォッグ)を利用される場合は、早めに町環境衛生事務局へ申し込んでください。



夏の心がけ



◎日射病・熱射病の応急処置
日射病は日光の直射のため起こる病気。

熱射病は室内のむし暑さのため起こる病気。
どちらも強いときは意識不明になり、吐き気があり皮膚は熱く乾いています。ふつうは、ぐったりと弱まり、こうふんしやすく、意識がぼんやりします。

応急処置として、日かげや涼しい場所に寝かせ、頭と肩をわずかに高くし、頭を水のか冷水で冷やし、バスタオルかシーツを冷水

にひたしたものでからだを包むか、冷水を何度も体にかけます。

足は下から上の方に向けてマッサージをし、気がついたらコップ一杯の水に茶さじ半杯の食塩をとかしたものを少しづつ何回もまぜます。

◎子どもがおぼれたら
▼衣服をぬがせ、衣服をまるめて枕のようにし、
▼子どもの胃部がその上にのるよ

うにうつ伏せに寝かせるか、片ひざを立てて子どもの胃部をあて、背中を強く押えて水を吐かせます。

▼窒息しているときは人工呼吸をします。
▼気がついたら、熱いコーヒーか茶、あるいはうすめたブドウ酒を少量のませ、からだを暖めます。窒息しているときは、医師が到着するまで人工呼吸をつづけます。

(町保健婦)

さい。また、届出書の内容が適正でない場合は、知事は変更するよう命令をします。この場合は、命令にしたがって、届出書のだしかえをしなくてはなりません。

(4)伐採は、適正と認められた届出書の内容にしたがって、行わなくてはなりません。届出書の内容と異なった伐採に対しては、知事は届出書の内容にしたがって伐採するよう命令をします

(5)無届けの伐採や知事の命令に違反した伐採は、10万円以下の罰金を課せられることになっていきますので、十分に注意してください。

※なお、詳しいことは、町産業課におといあわせください。

中小企業夏季対策資金の貸付をします

- 融資対象 (1)夏季増加仕入資金
- (2)夏季諸決済資金
- (3)夏季ボーナス支給資金
- (四倍協調)
- 融資金額 19億2千万円
- 融資限度 5百万円組合3千万円
- 融資期間 6ヶ月以内
- 融資金率 年8・3%
- 融資方法 手形貸付、割引手形
- 資金使途 運転資金
- 保証人 指定取扱金融機関所定の方法
- 及び担保 商工中金、銀行、相互
- 申込先 銀行、信用金庫
- 受付期間 6月3日から
- 8月31日まで

郷土小史 (22)

下村と禅光院 (2)

禅光院参道入口、地藏尊の北側に苔むした墓碑がある。幕末の志士吉岡新太郎(秋藩士、26)と山邑おまさ(難波くろがね橋)の心中墓である。

二人は慶応四年六月九日、浦の旅舎二階で心中、その血は階下に流れ、村人たちをいたく驚かせた事件であった。

幕末の防長は尊皇攘夷に沸き、奇兵隊をはじめ各地で諸隊(正義派)が誕生した。

ここ秋穂でも浦御橋隊が編成され奇兵隊も文久三年(一八六三)九月に秋穂に駐屯している。八幡隊も編成当初の同年十二月頃に菩提寺(禅光院)通明院に駐屯していた。

吉岡新太郎が何隊に属していたか不明であるが、伝えるところでは隊の指揮に当った頭目の一人で禅光院の山上で彼が大声でかけた大号令は遠く二島まで達したという。意気旺々な青年志士で、東奔西走して難波の地で見染めたのが商人山邑某の二女おまさである。二人がこの地で果てたので、秋穂の有志十六人がこの碑を建てた。おまさの碑の側面に

はるばると たづね秋穂の浦浪に とともに散るとは あわれなりけれ

と有富猿石(源兵衛)の句が刻まれている。村役人に選ばれて八幡隊はしばらくしてこの寺から二島側の寺々に移った。そしてこの寺の本堂奥二枚に残した揮毫が今も禅光院に残っているとい

う。隊長堀真五郎のものか。さてこの下村に二軒の山内家がある。共に旧家で村役人をつとめた家柄であり、且つ江戸時代から多くの事件に関係をもつ。

島田の山内(当主は京都花園大学の教授で理学博士季彦氏)家は萩藩からこの地に移って来た古い家柄で、貞亨五(元禄元)年から大將軍(現在の下村公民館)東隣が古屋敷で、その近く、現在も同家の所有になっている秋穂城址と呼ばれる小山の麓に堤を築いて用水池とし、この池掛りの田七反を拓いて定住したと伝える。

いつの頃か火災にあって屋敷替えをして建てたのが現在の島田の建物で、特に西棟の高床建築様式は京都のさる名家のそれを模して建てたととき。

幕末文久三年九月に奇兵隊の高杉晋作等が下関から秋穂浦に移ってこの家で謀議を重ねた由緒ある家である。

同家の庭にある大きな平石についてには宝永元年(一七〇四)に黒湯開作の用水池夫婦池を築立した際、池底から掘り出されたものを記念に持ち帰ったものという。黒湯開作ができた元禄の頃に、近く

の村々から三三戸が移住し黒湯村た。この工事に秋穂からも多くの

を伴ったが、その村役人に選ばれて給庄屋になった山内孫右衛門は恐らくこの山内一族であったに違いない。農地改革の頃まで同家所有の田が夫婦池尻に一丁余あり黒湯開作築立に功績のあった家柄で、庭石がその記念になったのであろう。

次に山内芳三氏の宅は母屋が改築され古文書も失われたが幸いその多くの部分が県の文書館に届いて「山内古文書」として保管され貴重な資料になっている。

同氏祖父林太郎とその先代休兵衛の頃秋穂の大庄屋をつとめ、その時代多くの事件に関係している。文久三年(一八六三)四月藩主毛利敬親は萩から山口に居を移し攘夷実行の準備にとりかかった。そのため山口に外敵侵入するを阻止すべく小郡口と三田尻口の防備を特に厳重にしなければならぬ。そのため小郡の柳井田口に関門を設けることになった。



写真は幕末の志士吉岡新太郎と山邑おまさの墓

お知らせ

消費者学級へ参加しませんか

「消費は美德、消費者は王様」の言葉に、わたくしたちはトップリ浸って生活しておりました。

ところが、一昨年の石油パニック以来諸物価の高騰に消費者は悲鳴をあげながらも冷静に考えた結果は「ケチは美德」にかわり、有限の資源を大切にしようという運動がひろがり、消費生活も工夫する時代にかわってきました。

しかし、物価高の中にまたまた酒やたばこの値上げが目前、この先どのように対応したらよいだろうか……。欠陥商品、不良商品はまだまだ後を断ちませんし、化学の発達で衣食住にわたり多種多様の商品が市場にあふれ、消費者はどれがよいのか選ぶのに困ることがしばしばです。

こういった、わたくしたちの毎日の生活に直接関係のあることについて知識を深め、少しでも社会の流れの中に対処できる賢い消費者になるための学習の場が要望されていましたが、このたび、多数の消費者の方の自発的な参画により、「消費者学級」が開設されました。

わからないことは聞き、おかしいことは調べ、むづかしいことはみんなて考え話し合い学習するグループです。

よりよい勉強をして、その成果

を

自動車税(普通車)の届出は

— 防府県税事務所 —

あなたは自動車を持っていないのに、自動車税を支払うことになっていませんか。

という)ことも考えられます。

このような事故車の場合、これを証する書類と必要な手続をされれば、その自動車税は支払わなくてもよいこととなりますので、該当の方は、防府県税事務所納税課へ印鑑持参のうえ、ご相談においでください。

もし、この手続きをされない場合は、その車の税金はいつまでも課税通知が、送付されることとなります。



その車は課税の時点(毎年4月1日)に下取・スクラップ等で占有されていない(以下「事故車」

贈与税のあらまし

個人から財産をもらうと贈与税がかかります。この贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間に、個人からもらった財産の合計額から基礎控除の60万円を引いた残額にかかります。

ですから、その年中に個人からもらった財産の価額が、60万円以下であれば贈与税はかかりません。また、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産かそれを買ったための金銭を贈与したときは、基礎控除のほかに最高1千万

税務職員募集

7月16日から7月29日まで

円が控除されます。ただし、これには、贈与を受けた人が贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産に住んでおり、その後も引続き住み込みであることが条件です。

また、特別障害者のために財産を信託し、その信託が一定の条件にあうときは、3千万円まで贈与税をかけない制度が、今年創設されました。

贈与税の対象となる財産は、土地・建物・株式・預貯金など、金銭に見積ることのできるすべてのものです。ですから、債務の免除や肩代りなども贈与税の対象とな

受験資格

昭和30年4月2日から33年4月1日までに生まれた男子
申込先
人事院中国事務局(広島市八丁堀六一三〇)

※申込用紙は山口税務署(山口市黄金町七一二八)にあります。

所得税の第一期分の納税は7月31日まで

納税には、口座振替を利用しましょう。

なお、休業業・災害・盗難・横領等による損害や、業況不振などにより、税額の見積り額が少なくなるなど見込まれる方は、7月15日までに税務署に減額申請を出してください。(山口税務署)



金銭の貸借などはそれ自体は贈与ではありませんが、その返済が「ある時払いの催促なし」とか「出世払い」のように実質的に贈与と認められるものは、贈与税の対象になります。

7月31日は
固定資産税
第2期分の
納期限です

飛脚をとばして小郡勤場に連絡した。息せき切って走りつづけた飛脚は代官所につくや卒倒気絶する有様であったという。
このことがあって間もなく花香や長浜に隠し砲台を据えつけた。花香の位置は今のプールの西墓場近くであって、やがて菅倉山西麓に移すことになる。その小地名、お台場・番小屋の名が残っていたとは藤田章一氏の話。
長浜の砲を天田福楽寺に取りあげ隠しておくことになり、二〇〇〇余人の人力が村人の中から動員された。奇兵隊や八幡隊が秋穂に駐屯するようになったのもこうしたことがあってからのことである(以下次号)
(秋穂町教育委員会囑託 田中 稷記)



熱心に学習する「消費者学級」のみなさん

をみなさんへお知らせしたいと思えます。この学級へはどなたでも加入できます。加入を希望される方は公民館へご連絡を。

第3回「山口県フードサピスデー」を実施します
山口県では「価格安定運動」の一環として、県内の食料品製造業者、卸売店、小売店の協力を得て、食料品の(時価格値下げ販売(フードサピスデー)を実施します。

- (1)期間 7月8日から12日までの5日間
- (2)サービス品目 練製品、マヨネーズ、カレー、酢、食用油、乳酸飲料、だしの素、うどん、豆腐、干めん類めんつゆ、冷凍食品のほか販売店独自の選定品。
- (3)販売価格 通常の販売価格の5パーセント以上の割引です。
- (4)表示 参加店はポスター及びビステッカーを店頭に掲示するとともに、対象品目にも表示します

あかあさんのページ



品質表示 十二

雑貨工業品の品質表示

⑤合成洗剤および住宅用または家用の洗浄剤

合成洗剤は、衣料品はもとより、食品、家具にいたるまで、各種の目的に応じていろいろなものを作られています。このように多くの商品の中から用途に適合した洗剤が選べ、また適正な使用ができれば、成分、性質、用途などの種別のはか、適正な使用量についても表示することになっていきます。

(合成洗剤—けんま材を含むもの及び化粧品を除く)

◇品名—「合成洗剤」の文字を用いて表示します。

◇成分—合成洗剤の主成分である界面活性剤の種類を表示し、野菜、果物、食器用のもので、その全部が高級脂肪酸エステル系、界面活性剤であるものについては「脂肪酸系」を附記します。蛍光剤、酵素、漂白剤配合のものはその旨

を附記します。各界面活性剤の種類と、その特長は次のとおりです。

陰イオン系…泡立ちがよく、泡の持続性が高い。

陽イオン系…殺菌作用に優れている。繊維の帯電防止、柔軟仕上用。

両性イオン系…陰陽両性をもつ。柔軟効果に優れ、刺激性が少ない。

非イオン系…泡立ちが微弱でも洗浄作用をもつ。

◇種類—化学的性質による分類を表わし、PH(水素イオン濃度)6.0以上8.0以下のものを「中性」、PH8.0をこえ11.0以下のものを「弱アルカリ性」、PH11.0をこえるものを「アルカリ性」と表示します。

◇用途—その洗剤に適する対象を示すことになっていますが、食品や食器洗いに適しないものは、必ずそのことを附記することになっています。

◇正味量—キログラム単位、グラム単位、または立方センチメートル単位、ミリリットル単位で表示します。

◇標準使用量—水1リットルにとかして使うのに合った量をグラムまたは立方センチあるいはミリリットル単位で表わします。また、水30リットルもしくは40リットルとした場合における適量を附記す

ることを、または適量を表示する例示を附記することができます。なお、スプレー式のものについては一平方メートル当たりの標準使用量(秒)で表示することになってい

ます。

◇使用上の注意—アンダーラインを引いたり、活字を大きくしたり、文字またはラベルの色を変えたりして他の表示事項に比べて特に目立つ方法を用いて例のように表示します。

○表示方法は12センチ平方メートル以上の面積で洗剤ごとに、その容器もしくは包装または下げ札の表面に行なうことになっており、わくの形は自由です。

○表示した者の氏名等については、魔法びんの場合と同じですが、

特に安全性に関係があるところから、連絡をとりやすいように住所

を表示することになっていきます。

(以下次号へ)

衣料品用の合成洗剤の表示例

家庭用品品質表示法に基づく表示

品名—合成洗剤	成分—陰イオン系「高級アルコール系」 非イオン系「脂肪酸系」
種 類—中性	用途—食器、野菜、果物用
正味量—500g	標準使用量—水1ℓに対し17g

使用上の注意
 ●野菜、果物を洗う時は5分以上つけたままにしないでください。●すすぎは水をとりかえて2回以上、流水ですたら食器は5秒以上、野菜果物は30秒以上すすいでください。●長時間お使いになる方や、汚れ性の方にはお手袋のご使用やクリームなどのお手入れをおすすめします。●とくに手の荒れる方は、脂肪酸系洗剤をお試しください。●幼児のシャボン玉遊びや、いたずらに注意し手の届かないところに置いてください。●万一飲みこんだ場合は、水を飲ませる、吐かせるなどの処置をしてください。

台所用合成洗剤の表示例

家庭用品品質表示法に基づく表示

品名—合成洗剤	成分—陰イオン系 蛍光剤配合
種 類—弱アルカリ性	用途—衣料用品(綿・麻・化学せんい用) 野菜・果物・食器洗いは適当ではありません。
正味量—265キログラム	標準使用量—水1リットルに1.4グラム、洗たく機の水30リットルに26グラム(200mlコップ7分目)

使用上の注意—/ぬれ性の方や使いすぎた場合はクリームなどのお手入れをおすすめします。
 また、この洗剤を野菜・果物・食器などの洗浄に使わないでください。幼児のシャボン玉遊びやいたずらに注意し、手の届かないところにおいてください。万一飲みこんだ場合は水を飲ませる、吐かせるなどの処置をしてください。

〇〇株式会社 〒100 東京都千代田区千代田1-5

消費者の声

見る目・聞く耳を大切にして学ぶ

下村 内田良子(36)



健康でかつ安全な生活が送れますよう— この共通の課題にた

いして、一人ひとりの意識を持ちより共に学ぶ場として、このたび消費者学級ができ、おくれればせながら他地域との交流も可能となりましたことを、ほんとうにうれしく思います。

私たち消費者を自ざめさせてくれたものは、石油危機に伴うパニック騒動と、不安にかられて右往左往する消費者の姿でした。

無知識の私共には物価問題、適確な情報、環境汚染にからんでのリサイクルリング(資源再利用)への企業、農業と課題は山積していますが、まず、足元から実行

しうる自他共に安全な生活は、子孫繁栄のためにも自分たちで努力し、力を合わせてつかみ、与える義務があると信じます。

目の先の豊かき、便利さにおぼれることなく、今一度じっくりと自分達の生活を見つめて方向づける必要があるのではないのでしょうか。

消費者学級を通じ、地域の方々と共に見る目、聞く耳を大切にしてお勉強させていただいたら幸せに思います。